

平成28年第2回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成28年6月17日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 7 6番 南 館 かつえ 君 （P 1 1 5～P 1 2 4）

No. 8 10番 矢 吹 利 夫 君 （P 1 2 5～P 1 2 8）

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 佐藤厚潮君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	参事兼 税務課長	近藤伸男君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能 対策課長	菅野 一君
福祉課長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	参事兼 農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	伊藤秀雄君	農業委員会 事務局長	若林哲雄君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含め1人につき約90分以内を原則といたします。

それでは、通告第7、6番南館かつえ君の一般質問を許します。6番南館かつえ君。

◇6番 南館かつえ君

1. 子育て世代包括支援センターについて
2. スクールカウンセラーの配置について

○6番（南館かつえ君） おはようございます。6番、通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目といたしましては、子育て世代包括支援センターについてお伺いいたします。

妊娠から育児まで切れ目なくワンストップ、1か所で総合的な相談支援を行う子育て世代包括支援センター、日本版ネウボラが全国展開されます。ネウボラとは、フィンランド語で助言の場という意味です。フィンランドではネウボラおばさんとして親しまれる保健師が常駐し、親の9割が気軽に子育て相談している場所と定着しているようです。

子育て世代包括支援センターは、センター内に保健師や助産師、ソーシャルワーカー等を配置し、幅広い相談ができることがメリットで、相談相手がわからなくても、このセンターに来るだけで、自分にふさわしい相談相手が見つかるというものです。妊娠初期から子育て期にかけて、母親が直面するさまざまな悩みの相談に乗り、切れ目なく支援する体制づくりが、日本でも始まっています。

さきの通常国会で、ネウボラの設置を市区町村の努力義務とする改正児童福祉法が成立いたしました。ネウボラを初めて法的に位置づけた意義は大きく、設置に向けて自治体の取り組みの加速化が期待されます。女性の妊娠から子育て期間まで、専門家らがワンストップで支援する子育て世代包括支援センターを、2016年度は251市区町村、423か所まで拡大する費用が計上されております。

そこでお伺いいたします。日本版ネウボラですが、西郷村の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 6番南館かつえ議員の一般質問にお答えをいたします。

質問第1、子育て世代包括支援センターについての1点目、西郷村の取り組みについてとのお質問についてお答えをいたします。

国は、子育て世代包括支援センターを法定化いたしまして、おおむね平成32年度

までに全国展開を目指すこととなっており、平成27年度は138の市区町村が実施し、今年度は251市区町村が実施を予定しておりますことは、議員おただしのとおりでございます。

現在、村では、子育て世代包括支援センターとしては取り組んではおりません。しかしながら、村といたしましても、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制の構築は、特に重要であると考えておりますので、検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君の再質問を許します。

○6番（南館かつえ君） 今答弁をいただきましたが、これからということですので、よろしく願いいたします。

日本の子育ての仕組みは、妊娠中は病院で健診を受け、出産後は保健所などで赤ちゃんの健診、育児などの悩みは子育て支援センターなどに行くことになり、毎回違う場所に足を運ぶ必要があります。また、乳児の状況を自治体が把握するには時間がかかり、虐待のリスクも高まります。虐待死に占めるゼロ歳児の割合は、厚生労働省の調査によると約44%と高く、出産直後に支援へつなげることが欠かせません。同センターが児童相談所などと連携して状況を把握することで、虐待防止の拠点となることも期待されています。

そこでお伺いいたします。現在、村では、妊娠から育児まで、どのような仕組みで支援をしているのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

質問の第2点目でございます、妊娠から育児まで、どのような仕組みで支援をしているかということでございます。

まず、妊娠時ですが、母子保健手帳の交付を行っております。対象者は現在、年約180名ほどいらっしゃいます。この手帳を交付する際には、現在の体調や今回の妊娠への気持ちの聞き取りを行うなどの保健指導を行っているところでございます。

また、母子健康手帳の交付と一緒に、妊娠中、安心して妊婦健診が受けられるように、受診票も交付いたしております。さらには医療機関と協力し、切れ目のない支援ができるように妊婦連絡票を活用して、支援が必要な妊婦さんへの家庭訪問等を実施しているところでございます。

次に、お子さんが生まれてからの取り組みについて申し上げます。

まず、1か月から2か月ごろを目安に、こんにちは赤ちゃん訪問として、お子さんのご家庭を保健師が訪問をいたしております。その後は4か月児健康診査や6、7か月児健康相談、12から13か月児健康相談を行いまして、子どもの発達確認はもちろんです、母親の育児支援を行っているところでございます。

さらに1歳6か月児健康診査から3歳児健康診査の間は、幼児歯科クリニックを行っているため、4か月に1度、子どもと母親などと対面いたしまして支援を行っているところでございます。

これら乳幼児健康診査におきましては、臨床心理士を配置して、母親の子育て不安の軽減にも努めております。

次に、3歳以降では、幼稚園、保育園等に訪問事業を行っております。保健師や相談支援員とともに支援を行っているところでございます。

今ほど述べました事業以外にも、1歳未満のお子さんたちを対象とした、赤ちゃん和妈妈のふれあいひろばを開催し、支援を行っているところでございます。

村では、これら母子健康手帳の交付から健康診査、子育てに関する相談につきましては、保健福祉センター1か所で実施をいたしているところでございます。おただしのありました子育て世代包括支援センターという名称としては、現在のところ立ち上げておりませんが、支援拠点をワンストップという形にしてありますことや、支援事業の内容的にも、十分に今回のネウボラ、これに劣らないものであると考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 今答弁をいただきましたが、西郷村でも大体は保健センターで行っているということで、安心をいたしました。

時代とともに家庭や地域のあり方が変化する中で、妊娠、出産、子育てと切れ目なく親を支える仕組みが極めて大切になってきます。そうした意味からも、子育て世代包括支援センターを全国展開することは重要です。また、増え続ける児童虐待対策においても、一人一人の状況を把握し寄り添う日本版ネウボラには、大きな役割が期待されています。

施設を設けて相談員を置けばいいというものではなく、センターを拠点に各種子育て関連機関や民間ボランティアなどと連携し、地域のネットワークを形成していくことが大切です。安心の子育て環境整備の一環として、切れ目のない支援を行う日本版ネウボラの早期整備を、そして少子化対策として、今後も引き続き取り組んでいただきたいと思ひます。

参考例としてですが、東京の世田谷区にある産後ケアセンター桜新町ですが、時代を先取りするすごい施設を早くから整備したところもあります。ここでは、母と子が宿泊もできるようです。産後のケアも大切なことです。このようなところもぜひ職員が視察をして取り入れていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか、お願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答をいたします。

最近では、これらの支援を行う上で、より難しい対応事例なども見受けられております。議員おただしのように、先進地を視察することによりまして、職員のスキルアップに努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） ありがとうございます、よろしくお願ひいたします。

では、最後に、子育て支援はますます重要になってきます。これからは保健師さんの仕事も増えてきます。そこで、人材確保も大変でしょうが、保健師さんの充実を図るべきと思いますが、いかがでしょうか、最後にお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 日本版ネウボラ、子育て世代の包括支援センターのご質問。

本当に、日本が直面する大問題の片方、この将来を担う子どもたちがうまく育つといますか、まずそれより前に、増えることを前提といたしますと、議員のご質問は、まさにその一番中核をついております。

フィンランドということをまず冒頭ありましたので、やはり今の世界の子育ての先進地は、この北欧3国プラス、デンマーク、そしてフランスというふうになっております。もう70年もこの制度が続いて、もう全世帯がその恩恵にあずかっているという、定着したこのことは、まさに学ぶべき点が多い。同時に、これに対して日本がどれだけ少子高齢化に向かい合うのかということになりますと、本当に今の部分が重要になってまいります。

ご説明申し上げましたとおり、それなりのという点ではありますが、しかし包括ということと、それから核家族化の進展、あるいは合計特殊出生率の向上、そういうことを考えますと、これを取り巻く環境といったものも当然必要でありますので、役割の必要な助産師、保健師というものの増強、ご指摘は当然だと思います。

同時に、家庭を見守る、いろいろ重要な仕事を、民生児童委員の皆様方とか、あるいは今いろいろ協定している郵便局とか、いろいろサポートしてくれる団体があります。そういった地域といったものと一体となって、そしてその制度を維持していく、そういった機運をつくりながらということが趣旨でありますので、ご指摘のように職員のスキルアップと同時に、数あるいは範囲、専門員の範囲といったものを拡大といったものも当然必要でありますので、ご指摘のとおり方向は間違いなく、それに向かって頑張りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） それでは、子育て支援、大切なことなので、これからもよろしくお伺いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

次に、2点目といたしまして、スクールカウンセラーの配置についてお伺いいたします。

子どもたちが抱える問題の相談に乗って、心のケアに取り組むスクールカウンセラーを、政府は、今年度中に全国2万5,000校の全ての公立中学校に配置するための予算が計上されているということです。

カウンセラーは当初、心の病や問題行動を繰り返す子どもをケアするという役割が期待されていましたが、制度の定着とともに、多くの子どもが利用するようになり、近年では校内の人間関係といった身近な悩みの相談も増えているそうです。また、教員や保護者の相談を行うことも多いようです。さらに、大きな災害や事件が発生し、

子どもたちの心のケアが必要とされる学校には、集中的にカウンセラーが派遣されることもあるそうです。今や教育関係者の間では、スクールカウンセラーは学校になくてはならない存在と評価されるまでになってきています。

近年、学校現場では、いじめや不登校、保護者の貧困問題など、課題が複雑化しています。また、日本の教員は多忙を極めているため、教員の負担を軽減しようと、外部の地域人材の協力を得て、教育現場を支援する取り組みも進んでいます。

文部科学省は1月に公表した次世代の学校・地域創生プランの中で、スクールカウンセラーなど学外の人材を活用して教職員を支援する、チーム学校を進めていく方針を明記いたしました。このため、スクールカウンセラーに対する需要は今後も増えていく見通しです。

そこでお伺いいたします。村では、スクールカウンセラーの配置、体制はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 6番南館かつえ議員の一般質問にお答えします。

ただいまおたがしがあったとおり、スクールカウンセラーの存在が本当に大きくなっている。私も教育現場におりまして、20年前ぐらいには学校にスクールカウンセラーという存在はなかったんです。相談業務といいますと、学級担任だったり養護教諭だったり、子どもたちの教育相談等に当たる。ただ、今お話しがあったとおり、どんどんいろんな問題が複雑化していく中で、やはり教員とか学校の職員だけでは、なかなか対応し切れなくなってきた。

平成7年度に当時の文部省が、スクールカウンセラー活用調査研究委託事業というのをスタートさせて、臨床心理士という専門家を学校に派遣するということが始まった。だんだんそれがさらに重要性が増してきて、今、本当に各学校には大分入ってきているということなんですが、西郷村の現状ですけれども、西郷村は現在、3つの中学校全てと、それから熊倉小学校、小田倉小学校にスクールカウンセラーを配置しております。

その勤務の状況ですが、他の市町村の学校も、1人のスクールカウンセラーが兼務していることから、1校について現在は1週間に1日、6時間以内の勤務ということで対応しております。

なお、福島県教育委員会の緊急カウンセラー等活用事業実施ということもありまして、中学校に配置されたスクールカウンセラーは、派遣中学校区内でスクールカウンセラーが未配置の小学校についても、その職務に当たるということがありますので、村内でスクールカウンセラーが配置されていない米小学校、羽太小学校については、西郷第一中学校のスクールカウンセラーが対応する。さらに、川谷小学校におきましては、川谷中学校に配置されているスクールカウンセラーが、同様に対応しているという状況になっております。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 今答弁をいただきましたが、村では中学校全校に、小学校では

一部ですが配置しているということですので、よろしく申し上げます。これからますます必要になってくると思います。

現在の状況をお話いたしますが、いじめの問題です。子ども同士のことではありますが、いじめられていて学校に行きたくない、保護者の方は先生に相談してもわかってもらえない、スクールカウンセラーに相談したくても予約がいっぱいで、すぐには対応できない、今このようなことが学校で起きています。いじめは、いじめるほうが100%悪いです。でも、いじめている生徒が複数で、自分はいじめていないと思っていることもあります。いじめられているほうは、つらくてつらくてたまりません。

今答弁にありましたが、週1回程度の相談業務で各学校をかけ持ちしている状況では、子どもたちの相談にすぐには対応できないのが現状です。スクールカウンセラーは臨床心理士や精神科医、議員OBなどですが、8割以上臨床心理士が担っているようです。また、スクールカウンセラーの多くは非常勤で、勤務形態が不安定な上、十分な人数が確保されていません。

政府は今後、チーム学校の取り組みの一環として、スクールカウンセラーや部活動指導員らを法令上必要な職員と位置づけ、待遇の改善を検討する考えだと言っています。現在は週1回程度の相談業務も、業務を行っているスクールカウンセラーの常勤化も進むと見られるようです。一日も早く子どもたちの心のケアに、そして学校に喜んで登校できる体制づくりをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。週1回程度の相談業務を常勤化になるまでの間、村としてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

やっぱりスクールカウンセラーの数が少ないので、十分にいろんな教育相談体制に感じられていないということが今ありましたが、実際そういうところもあると思います。

ただ、スクールカウンセラーの、今、有資格者のお話しありましたが、なかなか数が少ないので、各校に常勤化というのはなかなか難しい問題もあると思いますが、やっぱり現在、各学校でも、週1回の勤務日には、もうびっちり相談が入っているという学校も多い状況がありますので、やはりカウンセラーに全てを委ねるということは困難ですので、学校としてはやはり、先ほどチーム学校という文部科学省の考え方のお話しありましたとおり、やっぱり学校全体、それからいろいろな人の力で、そういう児童生徒の問題に対応していくということが、大変大事になってくると思っております。

そこで、やっぱりスクールカウンセラーの有無にかかわらず、児童生徒に対して日常的に、毎日直接、継続的に指導援助できるのは、やはり一番大きな存在は学級担任であると思います。やっぱり学級担任のカウンセリングのいわゆるスキルを高める、これは大変大事で、やはり受容的な、共感的な態度で子どもに接し、その話を聞いていくという、そういう基本的な相談体制、そういうものを全校的につくっていく。

そして、学級担任だけに負わせるわけではないので、やはり学校として生徒指導主事という立場の教師や、またやはり一番子どもたちとかかわる機会が多い養護教諭、養護教諭の存在というのは大変大きくなっております。今、実際その養護教諭が、いわゆる学級になかなか入れない子どもが保健室に来る。その子どもに養護教諭、本当に相談業務も兼ねて対応していただいて、それで改善が図られているという例もたくさんあります。そういう存在も大きな存在となっています。

やはり、そういうことを校長中心に学校全体で、子どもたちのそういう日常的な悩みなどを細かく見取って対応していくという、そういう体制づくり、そういうことを進めていくということで、教育委員会といたしましても、そういう研修の場も含めて、校長会、園長会などで学校の状況を校長先生などから細かく聞きながら、いろいろな相談の充実に対して取り組んでいるところです。

その上で、スクールカウンセラーにつきましても、相談業務を行う際に、学校もスクールカウンセラーに全部お任せという状況ではなくて、やはりスクールカウンセラーという存在とよりよく連帯をしていくことで活用を図っていったら、さらに効果が上がっていくようにしたいと思っております。

やはりカウンセラーって大変重要な一員ですので、今、相談業務のほかに、終わってからの職員との間の情報交換、これがとても大事になっていますので、そういうことも大事にしながら、これからまた、常勤化はなかなか難しいでしょうが、補いながら教育相談の充実にあたっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） ありがとうございます。

国では新たな国家資格、公認心理士を創設する法律が成立しています。相談者の心のケアなどを行う心理職の国家資格は初めてとなり、試験は2018年にも始まる見通しです。

ここで例を紹介いたしますが、兵庫県尼崎市では今年の4月から、学校支援専門家派遣事業をスタートさせています。この事業は、学校現場が抱える非行やいじめ、不登校などの問題解決を支援する取り組みです。派遣されるのは弁護士や医師らで、学校側への助言や、問題の当事者と保護者間の関係調整などを行うことです。尼崎市の職員は、専門家が求められる背景について、虐待の問題や発達障害の悩み、学校側と保護者との信頼関係の揺らぎなど、教育現場が抱える問題は複雑化しており、教師の守備範囲を超えていると説明しています。

また、尼崎市の調べでは、過去3年間に、対応困難で未改善の問題が25件あったとし、子どもが安心できる学校づくりと、教師が教育に専念できる環境づくりを目指して、今回の派遣事業実施に踏み出したとのこと。この尼崎市は、大変な状況になっているのかなと思います。

そこでお伺いいたします。西郷村では、平成24年、平成25年度に、スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業を実施しましたが、その成果はどうだったのかお伺い

します。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 平成24年、平成25年度にスクールソーシャルワーカー緊急派遣事業を実施した、その成果についてのおただしにお答えいたします。

スクールカウンセラーと違って、スクールソーシャルワーカーという立場の方が派遣され、その重要性もだんだん高まっているところですが、国では、平成23年7月から、東日本大震災における生活環境の変化と、また多様な問題に直面している児童生徒に対して、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識や技能、技術を備えたスクールソーシャルワーカーを活用して、その事業をスタートしたわけですが、現在は震災で被災した児童生徒への対応だけではなくて、広く学校・家庭・地域の実情に応じて、可能な限り柔軟な活用をするということで、その活用を図っているところです。

南館議員さんご存じのように、スクールソーシャルワーカーの業務としては、不登校やいじめ、虐待、心身の健康等に関する相談業務を行う。村では平成24年度からこの事業を実施して、今年度も引き続き1人の方を配置していただいております。また、勤務の形態は1日7時間で、西郷村においでいただくのは週2日間の勤務です。その中で、平成24年度の実績といたしましては、相談件数が57件ありました。その内容といたしましては、家庭環境の相談が一番多く、次いで心身の健康等に関する相談となっております。

その相談に対する支援の状況ですが、学校でまず校長先生とか関連する先生方と、情報交換を細かく行います。それで、直接児童生徒との相談も行ったり家庭訪問を行って、その家庭で保護者の経済状況とか就労状況などの生活面の相談を受けたり、そこでまた関係機関とつなげて協働しながら、自立支援をしていくというような業務を行います。

スクールカウンセラーが学校で相談業務に当たるのに対して、スクールソーシャルワーカーは直接いろんなところに出向いて行って、その関係をつくっていくということができるといことで、大変助かっているところです。

続いて、平成25年度の相談件数ですが、89件ありました。また、やはり内容としては、家庭環境上の問題に関する相談が一番多かったものです。支援の状況としても、働きかけによって問題が解決されたものも3件、あと好転していったものも1件、現在も継続支援しているのが85件ということであります。

また、本当に今、家庭環境も複雑だったり、児童生徒の置かれている状況が複雑ですので、本当に多様になって来ている。そういう中で、そういう多様な専門的な知識等を求められるケースが増えているので、問題を抱える児童生徒が置かれている環境への働きかけとして、学校や家庭内だけではなくて保健医療機関、福祉機関、地域との連携によって、その強化が求められる。その中で、先ほども申し上げましたが、スクールソーシャルワーカーの存在も大変大きくなってきておりますので、今後とも引き続き、西郷村のほうでは配置を要望していきながら活用していきたいと考えており

ますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 現在も実施しているということで、とてもよかったと思います。そしていい方向に向かっているということで、少しは成果があったのかと思います。でも、現実、いじめはまだあります。西郷村の子どもたちを守るためにも、スクールカウンセラーの配置を各学校に、そしてスクールソーシャルワーカーさんと連携しながら、教師の支援のためにも専門家の力をかりて、できるところから取り組んでいきたいと思います。

そこで村長にお伺ひいたします。村独自で支援員、例えば元教師や資格を持っている人などに呼びかけて、予算をつけて配置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話の数々は、先ほどの、子育て世代から義務教育に移って、望ましい成長をする過程においていろいろな問題がある、同時に3・11以降のあの震災と絡んで、その問題が増幅するのではないかとということで、こういったことについてのサジェスションがあったと。

そのことについてはありますが、やはりこの100件近くの問題が出てきて、なおかつ継続のものが大半であるということになりますと、これは一過性ではないと。あるいはもう少し、先ほどの子育て世代から延長する問題といったものも、さらにかかわってくるという問題があります。

同時に、具体的に児童生徒の対応ということで、学校支援員ということがあって、先生1人ではなかなか運営できない状態が広がっているということになりますと、やはりその対応についても、教育委員会と共同で、これに対応しなければならないというふうに思っております。

今年10人、予算枠は1,400万円ということではありますが、ご指摘のように、この問題の対応によってはまだまだという声もありますので、教育委員会とよく相談しながら、適切な対応をしたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 今、支援員は10名いるということですが、スクールカウンセラーと同じ仕事ができるかといえば、そうでもない気もするので、私が求めている支援は、子どもたちの心のケアに取り組んでいただける人、子どもたちが安心して相談できる人です。なかなか難しい問題だと思います。専門家でないと心のケアはできないことかと思ひます。

でも、今の現状、少しでも和らげるためには、現在の週1回程度の相談業務を週2回とかに増やし、子どもたちからの相談にすぐ対応できる体制づくりをしていただきたい、これはカウンセラーとかになると思ひますが、カウンセラーは県からの派遣事業ということで、これまでも県に要望していただいたとは思ひますが、さらに要望していただき、子どもたちのために何とかしていただきたいと思ひますので、最後

にお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この教育児童心理学とか教育原論とか、なかなか私もわからないところがあります。よって、この精神状態に何らかの災害、その他家庭環境、社会的に経済的にいろんな問題が、多分複合的に出てくる。その外に出方については、やはり千差万別、百人百様の問題があるというふうになりますと、やはりプロじゃないというところに多分行き着くだろうと思っております。

私どもが存じ上げている先生方も、大学教授だったりという方がいて、やっぱりこのお話のように複雑多岐だと、なおかつ今のこのテレビに出てくる、例えば目を、あるいは耳を覆いたくなるような事件についても、その遠因は子ども時代にあるのではないか、家庭の問題にあるんじゃないかというふうに、この輪廻があるというふうに言われております。そのことはご指摘のとおりでありますので、この県に対する、あるいは国に対するものにつきましても、この要望あるいは制度についての充実を求めてまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 大切なことは、いじめをなくすことです。また、いじめられている人の心が強くなるよう、またいじめられている人が負けないようにすることだと思います。

先日というか前回、私、CAPプログラムということをご提案させていただき、各学校でやってくれたとは思いますが、そういうCAPプログラムを利用して、いじめられたら嫌だ、そういう羽交い絞めになったら足で裏で蹴っぽって反抗するというか、そういうこともCAPプログラムで教えてくれますので、これも引き続き子どもたちのためにやっていただきながら、今後もよろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第8、10番矢吹利夫君の一般質問を許します。10番矢吹利夫君。

◇ 10番 矢吹利夫君

1. 一般行政について

○ 10番（矢吹利夫君） 10番。一般質問の3日目の、最後の一般質問をさせていただきます。

一般質問として、行政区長からの要望事項についてお伺いいたします。

村は、行政と地域住民をつなぐパイプ役となる行政区長を非常勤特別職として委嘱しており、各種業務をお願いしているものと理解しております。また、地域住民からの維持補修の要望等につきましては、行政区長は内容を聞き取り、要望書を村に提出する役割を担っております。地域住民からの要望は、住民が実際に不便を来している、必要性を感じているから出されるものですので、要望が出された以上は、村も責任を持って、迅速かつ適切に対応する必要があるのではないかと考えております。

そこで、最初の質問ですが、行政区長から出される要望件数は、年間にどれくらいあるのか、まず最初にお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 10番矢吹利夫議員の一般質問にお答えいたします。

年間に出される行政区からの要望件数に関してのご質問でございますが、行政区長の皆様、いろいろ行政との取り次ぎ、それから文書の配布、各行政区の行事等にいろいろとお骨折りをいただきまして、大変感謝申し上げるところでございますが、質問の行政区から出されました要望事項は総務課で取りまとめておりまして、年度末に開催している行政区長会において、対応状況等を一覧表形式で配布しております。

その数字をもとに近年の状況を申し上げますと、年間に300件程度の要望が提出されております。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○ 10番（矢吹利夫君） 10番。今現在49行政区ですね、その中で年間300件程度の要望が出されているということですので、平均すると6件ちょっとですね。

その要望の内容についてはどういったものがあるのか伺います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

要望の内容に関してのご質問でございますが、各行政区の実情、またその時々によりさまざまなものが出されておりますが、道路、河川の維持補修に関する要望、交通標識に関する要望、防犯灯の設置に関する要望、カーブミラーの設置に関する要望といった、住民の方、直接安全・安心にかかわるような要望が、比較的多く出されている傾向がございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○ 10番（矢吹利夫君） 要望の内容に関しては理解いたしました。

次にですが、実際に出されました要望、実施した金額を出してほしいといっても、大変要望の内容によっては担当課がまちまちで違っておると思いますので、それでは、

実施した状況は何%ぐらいになるのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

要望に対する実施状況に関してのご質問でございますが、総務課で取りまとめた数字を申し上げますと、前年度平成27年度に出されました要望事項の実施率が71%、その前年になりますが、平成26年度に出されました要望事項の年度内における実施率が65%と、おおむね7割程度の実施率となっております。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 実施率がどれぐらいになるのかについては理解しましたが、実施率が100%ではないということは、当然未実施の要望事項もあるということになると思います。それら未実施の要望事項に対して、どのように対処されているのか伺います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

未実施の要望の対応についてのご質問でございますが、もちろん要望に対しましては、調査、確認を行った上で、迅速かつ適切に実施対応することが必要であろうかと考えておりますが、しかしながら、予算を要する案件などにつきましては、すぐに対応できないもの、あるいは対応できないといったものも、どうしても出てまいります。

この場合におきましては、300件という数字もございまして、全部に対応できるものではありませんが、行政区長の皆様からお問い合わせをいただいたものに関しましては、お待ちくださいという旨、あるいは対応できないといった旨を、理由を説明して対処しているという形をとっておりますので、ご理解願います。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 再質問いたします。

要望事項の中には、すぐに対応できないもの、あるいは対応できないものがあるが、それについては行政区長に説明し、理解を得ているという答弁でしたが、ただですよ、行政区長も毎年かわられる行政区も多いでしょうし、次年度以降にも行政区長がどれだけそのやりとりを把握できているのかという部分も疑問ですし、ほかにも対応できないとした事例についても、その後状況が変化することによっては、いつまでも対応できないわけではなく、対応が可能になるとか、そういうこともあり得ると思うのですが、すぐに対応できない、あるいは対応できないと回答した要望について、その後も定期的に行政区長に対しての現況を説明するなどといったきめ細やかな対応が必要ではないかと思っておりますので、その点についてどのような考えなのかお伺いします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

未対応の要望に対する説明に関してのご質問でございますが、状況が変化することに伴いまして、対応が可能になるということは当然あり得ることですので、

行政区長に対しまして継続的な状況説明が必要であるという考えは、議員おただしのとおりでございます。

そういった状況を踏まえまして、行政区長会において、その年度に出された要望の対応状況だけではなく、過年度に出された、未対応であった要望の対応状況を一覧表にして配布することで、その状況を行政区長に、年度ごとに報告させていただいております。

先ほど言われました行政区長がかわるということで、一覧表を配布しておりますので、行政区内においても要望事項の提出状況や実施状況、こういったものを把握しやすくなっておりまして、行政区長が交代される場合には、引き継ぎがスムーズに行われることの一助になっているのではないかと考えております。

すぐに対応できないという状況ですが、要望事項に対しましては予算というのがまず一番最初に出てくる要件でございますが、補助のつき具合、あるいは危険度の状態、それから不便さ、用地の問題、それから河川とかですと上流域、下流域、そういったところまで勘案して検討しなければなりませんので、どうしても対応にすぐにはできないといった案件も出てまいります。

しかし、いずれにしましても、行政区長からの要望事項に対しましては、対応できないと言ったからやらないということではなくて、環境が変われば、状況が許す限りは対応していきたいと、そういったことでやってまいりたいと思っております。それでもなお待っていただく場合、そういった場合には行政区長様に説明させていただいて、待っていただくという形で対応しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 再度、しつこいようですが、お聞きします。

それでは、優先順位について伺います。

きめ細やかに対応していくといった答弁でしたが、行政区長の中には、比較的優先順位が高い要望ということで、同じものを何年も継続して出し続けているけれども、いつまでたっても実現されないと感じておられる方もいると伺っておりますが、こういった声に対してどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

継続して出されている要望に対するご質問でございますが、先ほども申し上げましたが、要望事項に対しましては、基本的には、できることは迅速かつ適切に実施していくことが必要であるとは、基本的に思っております。

しかし、少なくともその要望が出された時点において、先ほど述べましたような理由があってすぐに対応できない、あるいは対応できないという要望事項も、どうしても出てまいります。その対応できないとした理由が解消して変化していけば、その結果として対応できる状況になることもあり得ますので、そういったときは対応していきたいと。その見きわめをしながら、何年継続して要望を出されたからやるとか、

そういうことではございませんので、状況が許す状況になれば対応してまいるといったスタンスで考えております。

それで、その順番とかそういった件もございしますが、それも状況によりまして、やはり補助のつき具合、それから用地等、地元の合意、そういったものを整えた段階で、実施できるようになれば実施するという方向でいきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 10番。課長が申したとおり、いろいろと予算的なものもあると思ひますけれども、できるだけ100%に近いような対応でやっていただきたいと思ひます。

以上で一般質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（白岩征治君） 答弁はいいですか。

○10番（矢吹利夫君） 要りません。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午前10時59分）